

資料編

参考資料 1 委員等名簿

(1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿 (任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	会長	笠田 守	
2	浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
3	島根県立大学	准教授	角 能	
4	リハビリテーションカレッジ島根	教務部長	青木 耕	
5	浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
6	浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
7	浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	
8	浜田市民生児童委員協議会	会長	佐々木 喜弘	副会長
9	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
10	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
11	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
12	浜田保健所	所長	中本 稔	
13	浜田警察署	生活安全課長	岡本 幸二	
14	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
15	浜田市校長会	会長	宇野 正一	
16	浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
17	金城地域協議会	委員	丸田 保恵	
18	旭地域協議会	委員	岡本 貞人	
19	弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
20	三隅地域協議会	委員	富金原 美和子	

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会員名簿 (任期：令和6年2月1日～令和7年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	さわだクリニック院長	澤田 宏志	
2	浜田歯科医師会	パール歯科院長	佐々木 良二	
3	浜田市社会福祉協議会	地域福祉課長	田邨 真紀夫	部会長
4	浜田市民生児童委員協議会	主任児童委員代表	三上 良匡	
5	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
6	認定こども園代表	日脚保育園園長	三上 弓子	
7	浜田市校長会	会長	西村 淳	～令和6年3月31日
			宇野 正一	令和6年4月1日～
8	浜田市立浜田幼稚園	園長	玉木 敦子	
9	保育所保護者会代表	おぐに保育園保護者会会長	山口 祐弥	～令和6年3月31日
			田中 彰啓	令和6年4月1日～
10	浜田市PTA連合会	会長	湯浅 弘一	
11	浜田市立浜田幼稚園PTA	会長	小松原 香江	～令和6年3月31日
			金子 友紀子	令和6年4月1日～
12	しまね子育て子育て支援ネットワーク	NPO法人浜田おやこ劇場理事	島田 美奈	
13	つながるネ!ット西部	浜田のまちの縁側代表	栗栖 真理	副部会長
14	子育てママクラブ・プチ		小谷 知佳	
15	島根県自閉症協会	事務局長	山本 裕恵	
16	浜田商工会議所	専務理事	田村 洋二	
17	連合浜田地区会議	副議長	下岡 望	
18	浜田公共職業安定所	統括職業指導官	青木 真由美	～令和6年3月31日
			河内 加代子	令和6年9月1日～
19	浜田保健所	健康増進課長	上野 里美	～令和6年3月31日
			青笹 美香	令和6年4月1日～
20	浜田児童相談所	相談支援課長	木村 直美	
21	島根県立大学	准教授	角 能	
22	浜田地域協議会	委員	長谷川 真美	
23	金城地域協議会	会長	渡辺 学	～令和6年3月31日
		委員	山本 由美子	令和6年4月1日～
24	旭地域協議会	会長	岡山 令子	
25	弥栄地域協議会	委員	竹岡 篤志	
26	三隅地域協議会	委員	荒木 聖子	
27	はまだ協働学舎ファンタス	島根県立大学地域政策学部生	春日 歩	令和6年11月1日～

参考資料 2 協議会等規則

(1) 浜田市保健医療福祉協議会規則

浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

令和 6 年 3 月 29 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、当該専門事項に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

浜田市附属機関設置条例（浜田市保健医療福祉協議会部分の抜粋）

1 担任事項

市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

2 委員等の定数

識見者 2 人以内

医療関係団体代表 5 人以内

福祉関係団体代表 6 人以内

関係行政機関代表 3 人以内

学校教育関係代表 2 人以内

その他市長が特に必要と認める者 5 人以内

3 委員等の任期：2 年。ただし、再任を妨げない。

4 会議の充足数：委員の半数以上

5 表決の方法：出席委員の過半数

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定するこども計画（以下「計画等」という。）の策定に当たり、専門的な調査及び審議を行うことを目的として、浜田市保健医療福祉協議会規則（平成17年浜田市規則第241号）第5条の規定に基づき、浜田市子ども・子育て支援専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、計画等の策定のため、市における現状、課題等の調査及び審議を行い、浜田市保健医療福祉協議会へ報告を行うものとする。

(組織等)

第3条 専門部会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、子ども・子育て・若者支援に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 部会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、子ども・子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 11 月 8 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日後最初に開かれる専門部会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわ
らず、市長が招集するものとする。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。